

田原本町議会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づく条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により告示する。

平成25年4月9日

田原本町議会議長 松本宗弘

条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について

1. 日 時 平成25年4月9日（火） 午後1時20分
2. 場 所 田原本町議会 議場（田原本町役場3階）
3. 案 件 名 田原本町が御所市内に、御所市および五條市と共同でごみ焼却場を建設することの可否についての意思を問う住民投票条例について
4. 意見を述べる者 条例制定請求代表者 1人
5. 意見を述べる時間 15分以内
6. 傍 聴 傍聴席は20席（傍聴希望者が20人を超えたときは別室で音声放送を行う）